

いしかわ我がまちアドプト制度実施要綱

(制度の目的)

第1条 本制度は、地域のボランティア活動団体（以下「活動団体」という。）が道路や河川などの公共土木施設で実施する花植えや清掃、除草などの美化活動（以下「活動」という。）を、地元企業等（以下「サポーター」という。）とともに県及び市町が支援し、地域と一体となって魅力ある景観形成ときめ細かな維持管理を目指すものである。

(対象の事業)

第2条 本制度の対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域連携沿道環境創出事業
県が管理する道路で実施する、花の生育管理、歩道の清掃、除草などの道路美化活動、その他、道路景観の向上に資する活動
- (2) 地域連携河川環境創出事業
県が管理する河川で実施する、花の生育管理、河川敷の清掃、除草などの河川美化活動、その他、河川景観の向上や環境保全に資する活動
- (3) 地域連携港湾環境創出事業
県が管理する港湾で実施する、花の生育管理、緑地や歩道の清掃、除草などの港湾美化活動、その他、港湾景観の向上や環境保全に資する活動

(行政の支援)

第3条 県が支援する内容は、次のとおりとする。

- (1) 活動団体名及びサポーター名を表記したアドプトサインの設置
- (2) 活動内容をホームページに掲載
- (3) 活動に係るボランティア保険の加入
- (4) その他、活動に必要な支援

2 市町が支援する内容は、次のとおりとする。

- (1) 活動用具の支給
- (2) 活動団体・サポーターと県との連絡調整
- (3) その他、活動に必要な支援

(サポーターの要件)

第4条 サポーターは、県内に所在地を有し、公序良俗に反しない団体であり、次の要件を満たすものとする。

- (1) 活動団体への資金又は物品提供による支援
- (2) 支援期間は3年以上継続

(活動団体の要件)

第5条 活動団体は、県内に所在地を有し、公序良俗に反しない団体であり、次の要件を満たすものとする。

- (1) 活動延長は概ね100m以上
- (2) 活動回数は3回/年以上（うち、飾花活動が1回以上）
- (3) 活動期間は3年以上継続
- (4) 前条の要件を満たすサポーターの支援があること

(協定の締結)

第6条 前条の要件を満たす場合、活動団体と県及び市町は、活動に係る協定を締結する。

(活動団体及びサポーターの認定)

第7条 前条による協定の締結後、県は、事業の活動団体、サポーターを認定する。

(協定の解除及び認定の取消し)

第8条 活動団体が、活動の中止を届け出た場合、又は、活動が協定の内容を満たさないと認められる場合、県は、協定を解除し、活動団体とサポーターの認定を取り消す。

(その他)

第9条 この要綱のほか、事業実施に関し必要な事務手続きは、細目にて定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月24日から施行する。